

岩手県告示第 806 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 7 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 一関北上線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区羽田町字北鶴ノ木 27 番 1 地先から字久保 14 番 1 地先まで	新	A m 49.3~7.8	m 1635.5
奥州市水沢区羽田町字下小谷木 56 番 1 地先から字久保 14 番 1 地先まで		B 40.0~18.3	1389.0
奥州市水沢区羽田町字北鶴ノ木 27 番 1 地先から字久保 14 番 1 地先まで	旧	A 49.3~7.8	1635.5
奥州市水沢区羽田町字明正 115 番地先から字久保 14 番 1 地先まで		B 40.0~22.0	644.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 県南広域振興局土木部
 イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 有芸田老線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨 22 番 2 地先から 50 番 1 地先まで	新	m 12.8~5.5	m 122.5
	旧	12.5~4.9	122.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 普代小屋瀬線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 256 番地先内	新	m 8.4~4.7	m 3.3
	旧	7.3~4.0	3.3
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 62 番 1 地先内	新	20.3~14.5	62.3

	旧	18.7~14.5	62.3
--	---	-----------	------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで